

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
施策の柱(1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる		
① 相互理解の促進		
a 啓発・広報活動の推進		
1	共生社会の理念を周知するため、障害者週間などを中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発活動を推進します。	障害福祉課
2	様々な媒体を活用し、障害に関する正しい知識の普及に努め、障害に対する誤解や偏見を解消するとともに、障害に対する理解の促進を図ります。	障害福祉課 広聴広報G
3	市町村や障害者団体などと連携を図り、障害のある人となない人が交流できる場を積極的に設け、相互理解を促進します。	障害福祉課
4	精神障害のある人に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、精神保健福祉普及運動期間における精神保健福祉大会や交流事業などを通して、精神障害のある人に対する正しい理解を求めるとともに交流を深めます。	健康増進課
5	自閉症をはじめとする発達障害について正しい知識の浸透を図るため、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間における街頭キャンペーンや一般県民向けの研修会・シンポジウムなどの普及・啓発活動を行います。	子ども福祉課
6	外傷性脳損傷や脳血管障害などによる脳の損傷が原因で、記憶、行動、言語、感情等に障害が生じる高次脳機能障害は、障害の特性だけでなく、その名称についても認知度が低いと、正しい理解を促進するため、支援拠点機関(高次脳機能障害者支援センター)において、県民などを対象とした講習会や医療関係者や行政職員などを対象とした研修会を行います。 【用語解説】支援拠点機関： 支援コーディネーターを配置し、交通事故や脳血管疾患などの原因により高次脳機能障害になった人やその家族の相談に応じ、高次脳機能障害のある人が安心・安全な地域生活を営めるよう、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し支援する機関。	健康増進課
7	市町村や関係団体と連携し、啓発週間等の機会を通じ、アルコールやギャンブルなどの依存症に関する知識と正しい理解の普及啓発を図ります。	健康増進課
8	身体状況などに応じた適切な福祉サービスの案内・提供に努めるとともに、難病患者に対する正しい理解を促進します。	健康増進課
9	県の広報媒体を活用した山梨県障害者幸住条例の普及・啓発を通して、障害者差別の解消の重要性や障害のある人への偏見などをなくす「心のバリアフリー」に関する県民の理解促進を図ります。	障害福祉課
10	内部障害のある人や難病患者のほか、妊娠初期の女性など、見た目では障害がある、あるいは配慮が必要なことが分かりづらい人が周囲から手助けを得られやすくする目印「ヘルプマーク」の普及啓発を図ります。	障害福祉課
新 11	手話言語の理解及び普及のために、動画やリーフレットなどを活用し、県民に対し広く普及・啓発を行います。特に、学校現場では手話言語について児童生徒に興味関心を促す取組を進めます。	障害福祉課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育・児童生徒支援課
b 福祉教育などの推進		
児 12	特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的・組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。	義務教育課 特別支援教育・児童生徒支援課
13	児童生徒、学校及び地域の実態に応じた福祉教育を推進し、家庭や地域との連携を生かした活動や体験活動の充実を図ります。	義務教育課
14	学校における福祉体験活動や障害のある人との交流活動などを通して、障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。	義務教育課 特別支援教育・児童生徒支援課
児 15	保育所、幼稚園等において、障害児施設との相互訪問などの交流活動を通じて障害のある子どもとの直接的な交流を図ることにより、就学前から障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。	子育て政策課 特別支援教育・児童生徒支援課
16	子どもの頃から障害や障害のある人に関する理解を深めることが共生社会の実現に有効であるため、障害の特性や障害のある人への配慮の方法などを学ぶ福祉教育の実施を県内の小中学校に進めます。	障害福祉課 義務教育課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
② 民間との協働体制の整備・市町村との連携		
a NPO、ボランティアなどの活動の推進		
17	NPOやボランティア活動に対する理解と関心を深め、県民誰もがその活動に気軽に参加するための環境づくりを行うとともに、地域の活性化を図るため、NPOなどの民間団体と県、市町村、企業等の多様な主体との協働を推進し、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援します。	県民生活総務課
18	住民主体の地域福祉活動への支援を行うほか、ボランティア活動を行う団体などとの連携を深め、地域住民やボランティアが主体となった地域における福祉活動の推進を図ります。	福祉保健総務課
19	福祉の心を醸成するために、地域人材を活用した取組や地域におけるボランティア活動などの福祉活動を推進します。	義務教育課
児 20	在宅の心身障害児を養育している家庭などに対しホームサーパーを派遣することにより、障害児の自立や能力開発を促すとともに、家庭の負担軽減を図ります。 【用語解説】ホームサーパー： 心身障害児の身の回りの世話、生活指導、遊び相手などの児童に対する援助及び洗濯、炊事、留守番など訪問家庭の家事に対する援助を行う者	障害福祉課
b 障害のある人の活動の支援		
21	パソコンボランティアを養成し、障害のある人の要請に応じて派遣することにより、障害のある人の情報バリアフリー化を推進し、情報通信技術の利用を通じたコミュニケーションの推進と社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
22	行政施策に障害のある人やその家族の意見を十分反映させるため、意見を聴く場を設けるとともに、県や市町村の審議会、委員会、自立支援協議会などへの参画を促進します。	障害福祉課
③ 差別の解消及び権利擁護の推進		
a 障害を理由とする差別の解消の推進		
23	障害を理由とする差別の解消について、県民の理解を深めるため、啓発・広報活動を行います。	障害福祉課
24	障害者差別解消法改正に伴い事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことから、社会的障壁の除去を怠ることによって権利侵害をすることがないように、必要な合理的配慮の提供について、啓発・広報活動を行います。	障害福祉課
25	障害を理由とする差別の解消を図るため、障害のある人の身近で当事者に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を各地域に設置するとともに、障害者差別地域相談員への支援や相談では解消が困難な事案を的確な紛争解決機関につなげるため、県に「障害者差別解消推進員」を設置するなど、差別に関する相談窓口の明確化、相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
26	障害を理由とする差別の解消を図るため、公的な紛争解決機関や障害者団体、学識経験者などで構成するネットワーク会議を設置し、障害を理由とする差別に関する情報共有や事例研究、差別解消の取組に関する協議、紛争解決に向けた連携などを進めます。	障害福祉課
27	「山梨県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に則り、障害を理由とする差別の禁止に関し、県庁職員が適切に対応するため、庁内の体制を整備するとともに、県庁職員に対する研修などを実施します。	障害福祉課
28	地域や職場において、障害を理由とする差別や偏見(心のバリア)をなくすため、県政出張講座などを積極的に実施し、広く県民に障害者差別の禁止や権利擁護の普及啓発を一層推進します。	障害福祉課
b 権利擁護の推進		
29	障害者権利擁護センターを拠点に、各市町村の障害者虐待防止センターをはじめとする関係機関と連携した体制を構築し、通報の受理、障害のある人、養護者の支援に対する助言や援助、障害者虐待防止の普及啓発等を図ります。	障害福祉課
30	障害福祉サービスなどの利用者への虐待防止のため、市町村職員、事業所管理者、従事者等を対象とした研修を実施し資質の向上を図るとともに、事業所などにおいて必要な体制整備や従業員に対する研修実施を促進します。	障害福祉課
31	障害のある人の権利擁護に係る相談などに対応するため、県社会参加推進センターに設置した専門相談窓口(障害者110番)で行う弁護士などによる専門相談の利用促進を図ります。	障害福祉課
32	精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療の提供を推進するため、精神医療審査会の活用などにより、病状に応じた医療の確保を図ります。	健康増進課
33	障害のある人の権利が守られ、自立して生活ができるよう成年後見制度の普及啓発に努め、市町村に対し研修を行うとともに、市町村が実施する地域生活支援事業の一つである成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。	障害福祉課 健康長寿推進課 健康増進課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上		
a 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進		
34	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)、山梨県障害者牽住条例及びやまなしユニバーサルデザイン基本指針に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全で快適に利用できる施設などの整備を、行政、事業者、県民が一体となって進めます。	県民生活総務課 障害福祉課 建築住宅課
35	県の建築物などについては、ユニバーサルデザインの視点による整備を進める観点から、施設建設の設計段階などにおいて、障害のある人をはじめとした利用者などの意見を採り入れます。	営繕課 県民生活総務課 障害福祉課
36	中小企業などが、事務所、店舗等の新築又は改修を行うに際し、障害のある人に配慮した施設・設備の整備に要する経費を融資することにより、福祉のまちづくりを促進します。	産業振興課
37	県のホームページで公表している「福祉マップやまなし」について、随時、施設の情報を更新します。 【用語解説】福祉マップやまなし： 県のホームページに、障害のある人や高齢者をはじめ全ての人が安心して気軽に県内各地へ出かけられるよう、毎日の生活に関わりの深い公共施設、病院、文化施設、商業施設、公園等に加え、飲食店、宿泊施設等について、トイレ、駐車場、エレベーター等のバリアフリー情報を掲載。	障害福祉課
38	障害のある人をはじめ全ての人が、同じように観光を楽しめるようにするため、事業実施主体である市町村に観光バリアフリー化の意識啓発を行うとともに、観光施設のトイレなどのバリアフリー化を推進します。	観光資源課
39	観光地などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した分かりやすい標識や案内板の設置を進めます。	観光資源課
40	鉄道事業者が行う駅のエレベーター設置や、身近な公共交通機関である路線バス事業者が行うノンステップバスなどの導入に対して助成します。 【用語解説】ノンステップバス： 障害のある人、高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス。	交通政策課
41	公共交通機関などに対し、大きく見やすい案内板や音声誘導設備の整備など、障害のある人にとって使いやすい施設整備が図られるよう協力を求めています。	障害福祉課
42	重度の障害のある人などの行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、市町村が行うタクシー料金への補助に対して助成を行うとともに、タクシー会社などのリフト付き車両の導入に対して助成します。	障害福祉課
43	年齢や身体的能力の違いにかかわらず、誰もが安全で安心して社会参加するため、フラット歩道の整備や歩道の段差の改善を推進します。	道路管理課
44	青信号であることを音で知らせる装置の付いた視覚障害のある人用の音響信号機や青信号の時間を延長して横断時間を長くする高齢者等感応信号機などのバリアフリー対応型信号機の整備を行います。	警察本部 交通規制課
45	段差のない床、手すり、広い廊下、エレベーターなどを備えた県営住宅の建て替えなどを推進し、県営住宅のバリアフリー化を図ります。	住宅対策室
b 外出や移動などの支援の充実		
46	車いすなどを使用する在宅の重度障害のある人などの社会参加と介助者の負担軽減を図るため、リフト付き自動車への改造や既にリフト付きに整備された自動車を新規に購入するための経費に対して助成します。	障害福祉課
47	障害のある人の利便の向上と活動範囲の拡大を図ることを目的に、一定の条件を満たした重度の障害のある人が使用する自家用車について、燃料費の一部を助成します。	障害福祉課
48	身体障害者補助犬法の趣旨の徹底を図るための普及啓発を行うとともに、補助犬を障害のある人に貸与することで、就労など社会活動への参加を促進します。	障害福祉課
49	障害のある人に対して駐車区画の利用証(パーキングパーミット)を発行するやまなし思いやりパーキング事業について、利用できる駐車枠を確保するため、民間事業者などに駐車区画の設置を求めています。	障害福祉課
50	精神障害のある人が外出や移動がしやすくなるよう、公共交通機関などに支援を求めています。	障害福祉課
51	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行や移動に必要な情報を提供するなどの同行援護、及び知的・精神障害により行動に課題がある人に対する外出の支援などの行動援護について、これらのサービスを行う人材を育成するための研修を実施します。	障害福祉課
52	義肢、装具等の補装具に関する専門的な相談に応じるとともに、補装具費支給に係る適合判定などを行います。また、良質な補装具が供給されるよう補装具業者に対する技術指導を行います。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
⑤ 安全・安心の確保		
a 防災対策の推進		
53	防災リーダー養成研修等を通じて、障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民が一体となった 防災対策、避難所運営等に関する取り組みの普及 を行い、防災意識の高揚を図ります。	防災危機管理課 福祉保健総務課
54	災害時に支援を要する障害のある人が、 安全に避難できるよう、市町村の個別避難計画作成を支援 します。	防災危機管理課 障害福祉課
55	災害発生時の避難所のバリアフリー化や障害のある人を受け入れる避難所の整備を促進します。	福祉保健総務課 障害福祉課
56	災害時などに地域において活動する地域防災リーダーを養成し、避難行動要支援者等の支援の充実を図ります。	防災危機管理課 福祉保健総務課
57	大規模災害等により被災した精神障害のある人の医療の確保や災害ストレス等による精神保健医療ニーズに適時・適切に対応するため、「災害時心のケアマニュアル」に基づき、平時から精神保健医療体制を整備するとともに、被災者に対する心のケアの手法に関する研修の実施等を通じ、DPAT(災害派遣精神医療チーム)構成員の育成に努め、多くのチームの登録を促進します。	健康増進課
58	災害発生時に障害者支援施設入所者や障害福祉サービス事業所利用者の安全を確保するため、各施設における各種訓練の実施や地震防災応急計画の見直しを促進します。	障害福祉課
59	市町村の 避難所運営マニュアル作成支援等 を通じて、障害のある人を受け入れるための 指定福祉避難所 の指定の促進を図ります。	防災危機管理課 福祉保健総務課 障害福祉課
60	自力避難困難者が入所している施設におけるボランティア組織との応援・協力体制の確立などに努めます。	福祉保健総務課 障害福祉課
61	災害時における手話通訳者などの派遣について、県認定手話通訳者などの派遣業務を行う県聴覚障害者情報センターや市町村と連携し、派遣体制の整備を行います。	障害福祉課
62	障害者支援施設などに対する県内各消防本部による立入検査の実施及び防火管理指導の徹底により、防火体制の充実を図ります。	消防保安課
63	福祉避難所の設置訓練などを促進し、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図るため、県社会福祉協議会が行う要配慮者及び避難行動要支援者を対象とした訓練に対して助成します。	福祉保健総務課
64	大規模な災害時において、施設入所者などの安全及び処遇の継続を確保するため、 各施設団体と締結した覚書に従い、障害種別ごとに施設の入所者を他の施設で受け入れるように します。	障害福祉課
b 防犯対策の推進及び消費者トラブルの防止		
65	障害のある人が 犯罪被害に遭わないため 、県、市町村、施設管理者と連携し、 障害のある人及び障害者施設に勤務する職員に対して、防犯講話や不審者対応訓練を実施して、未然防止活動を推進 します。	警察本部生活安全企画課 障害福祉課
66	緊急通報を受理する24時間対応可能な「FAX110番」及び国の施策で導入されている「110番アプリシステム」の普及を図ります。	警察本部 地域課
67	障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、日常的な対応と緊急時の対応にかかる自主点検を継続して実施するとともに、障害児(者)施設整備費補助金による、防犯カメラや緊急通報装置など防犯設備の整備を進めます。	障害福祉課
68	障害のある人の見守りに対する意識の高揚や、各種制度・相談窓口の周知のため、関係機関・団体などと連携して 注意喚起や広報を実施 するとともに、消費者被害防止のためのネットワークづくりなど、地域における見守り体制の強化を図ります。	県民生活安全課 警察本部生活安全企画課
c ウィズコロナを踏まえた感染症に対する取組		
新 69	重度の障害のある人等の特性を踏まえ、障害者支援施設において軽症患者の症状に応じた医療を適切に提供するため、 嘱託医等と連携した医療提供体制を強化 していきます。	新型コロナウイルス対策グループ 障害福祉課
新 70	新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応について、感染対策マニュアルや事業継続計画等の活用による、 感染防止対策等の徹底 を図ります。	新型コロナウイルス対策グループ 障害福祉課
新 71	障害者支援施設等における感染対策を強化するため、施設等で感染症対応に当たる職員に対する実践的な研修を実施し、 感染症対応力の底上げ を図ります。	感染症対策企画グループ 障害福祉課
新 72	施設等におけるクラスター発生など感染症危機管理事案に対応支援可能な、医師、認定看護師等の多職種からなるやまなし感染管理支援チーム(YCAT)を地域ごとに養成し、初動時における施設の感染対策・施設運営のために 社会福祉施設等へ派遣する地域完結型の感染管理支援体制を構築 します。	感染症対策企画グループ
73	手話通訳者の同行が困難な状況においても、聴覚障害のある人の情報保障を確保するため、タブレットを使用してリモートで手話通訳を行う遠隔手話サービスの利用体制を整備します。	障害福祉課
74	感染防止に配慮した障害福祉サービス提供体制を確保するため、事業所に対する指導・助言を行います。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
⑥ 情報の取得利用・意思疎通		
a 行政サービス等における配慮の推進		
75	視覚障害のある人に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めてもらうため、広報誌(紙)について、点字版と デジタル版 を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載します。	広聴広報G
76	県のホームページにおいて、障害のある人をはじめ全ての人の利用しやすさに配慮した情報提供を行うため、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。	広聴広報グループ
77	聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、知事記者会見や県の広報テレビ番組において手話を挿入します。	広聴広報グループ
78	市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体への音声コードの添付が普及するよう、市町村などに啓発するとともに、視覚障害のある人に対して音声コードの活用を周知します。 【用語解説】音声コード： 紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次コードで、活字文書読上げ装置により音声化される。	障害福祉課
79	障害のある人が、地域において安心して生活できるよう、行政職員、警察職員などに対し障害の特性についての理解を深めるため、 研修内容の充実を図るなど、障害のある人に対する充実した研修 を実施します。	人事課 障害福祉課
80	聴覚に障害のある人の障害福祉サービス支給申請手続をはじめとした各種手続におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口などにおいて、手話通訳を提供する環境の整備を促進します。	障害福祉課
81	警察署や交番、駐在所において市民応接を行う 警察官を中心に、障害のある人への理解を深め、その立場に立った活動を行えるよう、手話講習会を開催します。	警察本部 地域課
82	聴覚障害のある人用のコミュニケーションボードなどを交番及び駐在所に配備し活用を図るなど、障害のある人への対応の 充実を図ります 。	警察本部 地域課
83	視覚障害のある人が投票しやすいように、「点字による候補者名簿」を各投票所に備え付けるとともに、国政選挙及び知事選挙では候補者の政見などを点字で記載した「選挙のお知らせ版」に加え、「選挙のお知らせ全文音声版」を作成して配布します。	市町村課
84	障害のある人や高齢者が投票しやすいように、市町村選挙管理委員会と連携し、投票所の段差解消、車いす用記載台の設置、点字投票のための点字器、老眼鏡の配備等のバリアフリー環境の向上を図るとともに、判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施などの取組を市町村へ促します。	市町村課
85	県立図書館で実施している、図書館利用や読書に障害のある方を対象とした対面による代読や、アクセシブルな書籍の提供、郵送貸出等のサービスについて、利用促進を図るための周知に取り組みます。	生涯学習課
86	聴覚障害のある人の情報の確保及び知識の習得を支援するため、手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの充実を図るとともに、貸出しを行う聴覚障害者情報センター及び富士ふれあいセンターの機能を充実します。	障害福祉課
b 意思疎通支援の充実		
87	障害のある人の情報機器活用能力の向上のため、障害者ICTサポートセンターで行う障害者パソコン教室の充実を図るとともに、パソコンボランティアの養成、派遣事業を推進します。	障害福祉課
88	視覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、点訳奉仕員や録音奉仕員の養成及び資質の向上を図ります。	障害福祉課
89	日本視覚障害者連合からインターネットを通じて送付される新聞記事などを点字プリンターで出力し、希望する視覚障害のある人に情報提供する点字即時情報ネットワーク事業を推進します。	障害福祉課
90	手話通訳を必要とする聴覚に障害のある人が、県外や県内の居住地以外の市町村へ移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための支援を行います。	障害福祉課
91	聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成及び資質の向上を図ります。	障害福祉課
再 73	手話通訳者の同行が困難な状況においても、聴覚障害のある人の情報保障を確保するため、タブレットを使用してリモートで手話通訳を行う遠隔手話サービスの利用体制を整備します。	障害福祉課
92	重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加を促進します。	障害福祉課
93	聴覚障害のある人が生活の様々な場面で手話を使いやすい環境を整備するとともに、関係団体と協力し、手話に対する理解促進とその普及を推進します。	障害福祉課
94	障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児が円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、補聴器購入等経費の一部を助成します。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
c 読書バリアフリーの推進		
(i) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等		
95	県立図書館・点字図書館において、障害の特性や程度に応じた様々な分野のアクセシブルな書籍等の充実に努めます。 【用語解説】アクセシブルな書籍等： 点字図書、拡大図書、音訳図書、デジタイズ図書、オーディオブック等の、視覚障害のある人が内容を容易に認識することができる書籍及び電子書籍。	障害福祉課 生涯学習課
新児	96 視覚障害児のための点字・拡大教科書の給与を促進します。	特別支援教育・児童 生徒支援課
新	97 県内公共図書館・学校図書館と点字図書館が連携して、アクセシブルな書籍を必要とする人に届ける取り組みを促進します。	障害福祉課 生涯学習課
新	97 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会の提供と、アクセシブルな書籍等の利用支援を行います。	障害福祉課
新児	98 特別支援学校における視覚障害等の児童生徒の書籍の整理や読書スペースの整備を促進します。	特別支援教育・児童 生徒支援課
新	99 公立図書館、学校図書館等との連携を図り、「読書に困難がある児童生徒」の読書活動を支援する取り組みを進め、図書館の利用について学ぶ機会の重要性及び具体的な利用方法についての周知を図ります。	生涯学習課
新	99 館内のサインにピクトグラムや点字表記を使用し、拡大読書器、デジタイズ図書再生機等の読書支援機器を設置して図書館利用の支援を行います。	生涯学習課
100	県立図書館で行っている代読サービスや郵送サービス等の周知を図り、障害の特性・程度に応じたサービスを行います。	生涯学習課
(ii) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化		
101	国立国会図書館やサビエ図書館のサービス周知や連携に必要な情報提供を行い、視覚障害者等用のデータの送信やサビエ図書館の利用促進を図ります。 【用語解説】サビエ図書館： 「サビエ」は、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワークのこと。サビエ図書館はサビエのメインサービスであり、全国のサビエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベースである。資料によっては貸出依頼を出したり、コンテンツをダウンロードしたりすることもできる。	障害福祉課 生涯学習課
新	102 県立図書館における、視覚障害のある人等が利用しやすい音声読み上げ対応の電子書籍等の充実に努めます。	生涯学習課
(iii) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援		
新	103 点字図書や音訳図書(録音図書)、LLブック、大活字本、デジタイズ図書等の製作支援を行います。	障害福祉課
(iv) 端末機器及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の取得支援		
104	ICTの利用相談、情報提供、在宅就労に向けた支援等を実施する障害者ICTサポートセンターの充実と、点字図書館等との連携の強化を図ります。	障害福祉課
105	障害のある人に対する情報のアクセシビリティ向上を図るため、視覚障害のある人用の活字文書読上げ装置や聴覚障害のある人用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。	障害福祉課
新	106 県立図書館・点字図書館において、様々な形態の書籍等や読書の手段について最新の情報収集に努め、ホームページ等で広く情報提供を行います。	障害福祉課 生涯学習課
新	107 特別支援学校に配置されるICT支援員と連携し、端末機器に関する情報の入手や一人一人に応じた効果的な活用を促進します。	特別支援教育・児童 生徒支援課
(v) 製作人材・図書館サービス人材の育成等		
新	108 司書等に対し、障害のある人の支援方法やアクセシブルな書籍を利用するための研修を実施し、資質の向上を図ります。	生涯学習課
新	109 障害者サービスに関する情報提供や機器の展示会等を実施し、障害のある人への理解を深め、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて機運を高めます。	生涯学習課
新	110 国立国会図書館が実施する障害者サービス担当者向け研修等を受講し、図書館の障害者サービスの基礎的な知識および技術の習得してスキルアップを図ります。	生涯学習課
新	111 司書教諭等を対象に、支援方法等に関する研修等を実施し、資質の向上を図ります。	高校教育課
112	視覚アクセシブルな書籍製作や視覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの確保のため、点訳奉仕員や録音奉仕員の資質の向上を図ります。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
施策の柱(2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす		
① 自己選択・自己決定の支援		
a 相談支援体制の構築		
(i) 身近な相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備		
113	障害のある人が孤立せずに安心して生活できるよう、地域共生社会の実現(地域コミュニティの強化)に向けて総合的・専門的な相談支援実施体制の整備を促進します。 【用語解説】地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	障害福祉課
114	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域への移行を促進するため、 自立支援協議会等における協議を通じて 、相談や緊急時の受入などの機能を備えた地域生活支援拠点等の 効果的な運用を図ります 。 【用語解説】地域生活支援拠点等：障害のある人が、地域で安心して暮らすために、日常生活の相談のほか、グループホームへの入居体験や緊急時の受入体制などの機能を備えたグループホームなどの事業所。全ての機能を一つの事業所が担う「多機能拠点整備型」と地域の複数の事業所が機能を分担する「面的整備型」がある。 本県では、各市町村又は各圏域に1カ所以上整備されている。	障害福祉課
115	市町村が適切に障害支援区分の認定を行うことができるよう、制度の理解や面接手法の向上を目指した研修や困難ケースに対する個別相談などの支援をします。	障害福祉課
116	発達障害のある人やその家族などに対応できるよう、障害福祉サービス事業所の職員の資質向上に努めます。	子ども福祉課 障害福祉課
117	精神科病院の退院後生活環境相談員や相談支援事業所、市町村などにおいて長期にわたり入院している精神障害のある人の地域移行に携わる者への研修を実施し、地域移行に関する専門的知識を有する人材として育成します。	障害福祉課 健康増進課
118	ピアサポーターが精神障害のある人の身近な相談相手として、地域の相談支援体制の一翼を担えるようその育成を図ります。	障害福祉課 健康増進課
119	障害者支援施設や精神科病院と相談支援事業所などの連携を強化し、地域移行・地域定着事業の一層の活用を促進します。	障害福祉課 健康増進課
新 120	地域共生社会を実現するために市町村が実施する重層的支援体制整備事業に向けた取組を支援することで、誰もがその人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現することを目指します。	福祉保健総務課
(ii) 広域・専門的な相談支援体制の充実		
121	障害者自立支援協議会において、広域的・専門的な相談支援体制の整備などを協議し、障害のある人が地域で安心して暮らすことのできる社会の構築を目指します。	障害福祉課
122	障害のある人の多様なニーズに対応するため、圏域ごとに地域のネットワーク構築、調整、課題解決等を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制の整備やその充実強化のための広域的支援を行います。 【用語解説】圏域マネージャー：障害保健福祉圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けて指導、調整等を行うアドバイザー。	障害福祉課
児 123	市町村では対応が困難な広域的・専門的な課題に対応するため、児童相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所、精神保健福祉センター、富士ふれあいセンター等の専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、各専門機関において障害のある人の保護者などへの精神的ケアの充実を図ります。 【用語解説】こころの発達総合支援センター：こころの問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある人や家族、支援者の方々に支援する機関。発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターに位置付けられている。	子ども福祉課 障害福祉課
124	高次脳機能障害のある人を支援するため、関係機関との連携を図りながら、支援拠点機関(高次脳機能障害者支援センター)において、専門的な相談支援、普及啓発、研修等を行い支援体制の充実を図ります。	健康増進課
125	ひきこもりの状態にある人の自立を促進するため、ひきこもり地域支援センターによる包括的・継続的な相談支援を実施するとともに、身近な支援機関である市町村などへ技術的な支援を行います。 【用語解説】ひきこもり地域支援センター：ひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談に応じるとともに、地域における福祉、保健、教育、労働等の関係機関により、本人の自立促進を支援する機関。	健康増進課
126	精神保健福祉センター(依存症相談窓口)を中心に、保健所や家族会、民間団体と連携しながら、各依存症の相談に応じます。 【用語解説】依存症相談窓口：依存症当事者や家族からの相談に応じるとともに、民間団体を含む関係機関との連携体制の整備により、本人及び家族を支援する機関。	健康増進課
127	障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者などが、出所後直ちに福祉サービスなどを利用できるようにするため、地域生活定着支援センターにおいて、社会復帰を支援します。	福祉保健総務課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
(iii) 相談体制の強化		
128	市町村、障害関係団体、社会福祉施設等における従事者を対象とした相談支援従事者初任者研修を実施するとともに、市町村や地域の自立支援協議会と連携して、相談支援従事者の確保を図ります。	障害福祉課
129	相談支援従事者現任研修を実施し、実務に携わる者の専門的知識や技術の習得を促すことにより、相談支援従事者の専門性向上を図ります。	障害福祉課
130	相談支援従事者主任研修を実施し、地域の中核的・指導的な役割を担う相談支援従事者の確保を図ります。	障害福祉課
131	国が実施する相談支援従事者指導者養成研修への参加を促進し、相談支援従事者を養成する研修の企画、運営等を行う指導者を確保することにより、研修内容の一層の充実化とともに、相談支援従事者の質の向上を図ります。	障害福祉課
132	全市町村においてケアマネジメント手法を用いた適切な相談支援事業が実施されるよう支援するとともに、市町村と連携して専門的・広域的にケアマネジメントを行う相談支援体制の機能の充実を図ります。 【用語解説】ケアマネジメント： 障害のある人の地域における生活支援のために、保健、医療、福祉、労働、教育等、幅広いニーズと地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを結びつけて調整を図る援助手法。	障害福祉課
b 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
133	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため設置した、障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者等による協議の場において、医療機関、地域援助事業者、市町村等との連携による重層的な支援を促進します。	健康増進課
134	措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援が受けられるよう、また、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加が促進されるよう、医療機関、本人、家族、福祉サービス事業者等と協議しながら退院後の支援をします。	健康増進課
c 住宅の確保		
135	施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行を促進する際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより、量的・質的な充実を図ります。また、グループホームなどにおけるサービスの質の向上を図るため、職員に対する研修などの取組を行います。施設整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。	健康増進課 障害福祉課
136	職員の配置加算の活用や障害児(者)施設整備費補助金の活用により、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を図ります。	障害福祉課
137	日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行を更に進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。	障害福祉課
138	地域移行を進めるため、グループホームなどへの入居を希望する障害のある人に、グループホームなどでの暮らしを体験する機会の促進を図ります。	障害福祉課
139	新築の県営住宅の入居者を公募するに当たって、障害のある人がいる世帯などに対し、一定の範囲内で優先入居枠を確保します。	住宅対策室
140	県、市町村、不動産関係団体、福祉関係団体及び外国人支援団体等で構成する山梨県居住支援協議会が借主と貸主の双方に住宅情報の提供などを行うことにより、障害のある人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。	建築住宅課 住宅対策室 福祉保健総務課 健康長寿推進課 子育て政策課 障害福祉課
141	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって相談などの対応が必要な障害のある人を市町村が支援する場合、経費の一部を助成します。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
② 障害福祉サービス等の充実・質の向上		
a 訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実		
(i) 居宅介護サービスなどの充実		
142	障害のある人の個々のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上で必要な居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの量的・質的な充実を図ります。	障害福祉課
143	障害福祉サービス事業者に加えて、介護保険制度の訪問介護事業者の参入促進により、訪問系サービスの量的・質的な充実を図ります。	障害福祉課
再 51	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行や移動に必要な情報を提供するなどの同行援護、及び知的・精神障害により行動に課題がある人に対する外出の支援などの行動援護について、これらのサービスを行う人材を育成するための研修を実施します。	障害福祉課
(ii) 生活介護サービスなどの充実		
144	重度の障害のある人に対する生活介護サービスなどについては、利用者のニーズなどを勘案する中で、必要なサービスの量的・質的な充実を図ります。	障害福祉課
145	病院への長期入院などによる医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズなどを勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。	障害福祉課
(iii) 居住系サービスの充実		
146	障害者支援施設については、入所者の地域移行を進めるとともに、利用者の重度化・高齢化やプライバシーの配慮に対応するため、施設の小規模化及び居室の個室化を促進します。また、必要な障害者支援施設について障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより整備を支援します。居室の個室化については、感染防止対策の観点でも有効と考えられることから、今後も促進を図ります。	障害福祉課
147	障害者支援施設は地域の重要な社会資源との考え方の下に、短期入所など各種日中活動サービスなどの障害のある人の地域生活を支える拠点機能の充実を支援します。	障害福祉課
148	重度の障害のある人が安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応した専門的スキルを有する人材を育成します。	障害福祉課
児 149	障害のある子どもは、成人後も一貫した支援が必要な面もあることから、障害児入所施設などにおいて、支援目標を明確にした個別支援計画を踏まえ、地域生活移行に向けた支援をします。	障害福祉課
再 135	施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域への移行を促進する際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホームについて、障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより、量的・質的な充実を図ります。また、グループホームなどにおけるサービスの質の向上を図るため、職員に対する研修などの取組を行います。施設整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。	障害福祉課
再 136	職員の配置加算の活用や障害児(者)施設整備費補助金の活用により、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を図ります。	障害福祉課
150	障害者支援施設や通所施設の中には、耐震化されていない施設や老朽化した施設が見られることから、障害児(者)施設整備費補助金の活用により必要な整備を支援します。	障害福祉課
再 137	日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行を更に進めるため、グループホームの家賃について一定額を支給します。	障害福祉課
再 138	地域移行を進めるため、グループホームなどへの入居を希望する障害のある人に、グループホームなどでの暮らしを体験する機会の促進を図ります。	障害福祉課
151	障害者支援施設やグループホームから一人暮らしに移行する知的障害のある人や精神障害のある人の日常生活の支援を充実するため、自立生活援助サービスの提供体制の整備を促進します。	障害福祉課
152	県立民営施設については、現在の経営形態を含めた在り方の検討を行うとともに、県立県営施設についても、民間のノウハウを活用した支援の充実など、高齢化や地域移行など様々な課題に的確に対応していく観点から、その施設の在り方について検討を行います。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
(iv) その他の障害福祉サービスの充実		
153	在宅支援の重要な柱となる短期入所サービスについては、 各地域のニーズに対応できるよう、サービスの充実に努めます。	障害福祉課
154	障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実し、障害のある子どもや障害のある人に対する移動支援やコミュニケーション支援などの安心支援体制の整備を促進します。	障害福祉課
155	地域共生社会の実現に向け、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」の整備を促進し、地域の実情に応じた福祉サービスの充実を図ります。	障害福祉課
156	精神科病院、相談支援事業所等との連携を強化し、ピアサポーターの活用を図りながら、長期入院している精神障害のある人が退院後に自立した生活が営めるようになるための支援計画の作成を進めるなど、個々の患者の地域移行に向けた取組を一層促進します。	障害福祉課 健康増進課
再 148	重度の障害のある人が安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応した専門的スキルを有する人材を育成します。	障害福祉課
157	地域活動支援センターについては、市町村や当該事業所に意見を聞くなどして、地域の実情に応じたサービスの充実を図ります。 【用語解説】地域活動支援センター： 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業所。	障害福祉課
158	安全・安心な障害福祉サービスを提供するため、介護業務の負担軽減に向けて、障害福祉サービス事業所等におけるロボット等導入支援など、労働環境の改善や生産性の向上を図ります。	障害福祉課
b 障害児のための支援サービスの充実		
児 159	乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育サービスを身近な地域で提供できるよう、地域自立支援協議会などを活用し、保健、福祉、教育等の関係機関の連携強化を図ります。	障害福祉課
児 160	障害のある子どもの障害種別、年齢別等のニーズに対応するため、日常生活における基本的な動作の指導などの専門的な発達支援を行うとともに、身近な地域で療育を受けられるよう、児童発達支援事業所や児童発達支援センターの充実を図ります。 【用語解説】児童発達支援事業所： 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業所。 【用語解説】児童発達支援センター： 児童発達支援事業所と同様の機能に加え、地域の障害児及びその家族への支援、障害児を預かる施設への助言等を行う中核的な施設。	障害福祉課
児 161	あけぼの医療福祉センターについては、入所を希望する障害のある子どもの重度化、重複化に対応するとともに、小児リハビリテーション機能や外来医療などの更なる充実を図ります。	障害福祉課
児 162	障害のある子どもの障害種別や程度に適切に対応するとともに、家族の負担軽減を図れるよう、障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所事業所の整備を促進します。特に、重症心身障害児等に対応できる事業所の開設を促します。施設の整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。	障害福祉課
児 163	重い障害のために通所が困難な障害児に対しては、家庭における支援体制を充実する必要があるため、障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより、訪問型児童発達支援事業所の整備を促進します。	障害福祉課
c サービスの質の向上など		
164	質の高いサービスを確保する観点から、障害福祉サービス事業者の情報公開を進めます。	障害福祉課
165	サービスの質的向上が図られるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に役立つよう、福祉サービス第三者評価事業を普及します。 【用語解説】福祉サービス第三者評価事業： 社会福祉法人などの提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。	福祉保健総務課
166	障害福祉サービス事業者に対する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設置する苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。	福祉保健総務課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
d 人材の育成・確保		
167	障害福祉サービス事業所従事者に必要な姿勢や基礎知識などを学び、障害者本人中心の理念を大切にした人材育成を図ることを目的とした研修(福祉従事者基礎研修)を実施します。	障害福祉課
168	社会福祉士、介護福祉士等の社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の確保に取り組むとともに、社会福祉施設などに従事する職員を対象とした研修の実施により資質の向上に努めます。	福祉保健総務課
169	障害福祉サービス事業所の就労環境向上の取組を支援することにより、福祉人材の定着を促進するとともに、これらの人材の専門的知識や技術、意欲を高めることを目的として設置した福祉人材センターの充実に努めます。	福祉保健総務課
170	<p>やまなし・しごと・プラザなどにおいて、障害福祉サービス事業所を含む企業への就職支援を行うとともに、県内企業などとの連携により、就職につなげる機会の拡大を図ります。</p> <p>【用語解説】やまなし・しごと・プラザ： 若年者を対象とする「ジョブカフェやまなし」、中高年齢者を対象とする「求職者総合支援センター」及び子育て中の求職者を対象とする「子育て就労支援センター」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談のほか、ハローワークによる職業相談・職業紹介と一体となった就職支援サービスをワンストップで提供する施設。</p>	労政人材育成課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
③ 保健・医療の充実		
a 早期発見・早期支援・早期治療の実施		
児	171 各地域において、医療機関(産科、小児科)、母子保健、児童福祉、障害のある子どもの専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを推進します。	障害福祉課
児	172 妊婦並びに乳児、1歳6か月及び3歳児の健康診査を行い、必要に応じて精密検査を行うことにより、障害の早期発見と適切な指導・相談を実施します。また、心の健康を含めた母子保健の推進は、地域ぐるみで支援する必要があることから、愛育会などの地域組織活動を支援します。	子育て政策課
児	173 乳幼児期からの健康保持及び増進を図る観点から、新生児が聴覚検査を円滑に受けられ、また、早期に療育が受けられるような取組を行います。	子育て政策課
児	174 心身や知能の障害の原因となる疾病を早期に発見するため、先天性代謝異常検査などを行い、早期治療に対応します。 【用語解説】先天性代謝異常検査： フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常等及び先天性甲状腺機能低下症は放置すると知的障害などの症状を来すため、異常を早期に発見する必要があることから、新生児を対象に実施する血液によるマス・スクリーニング検査を行います。	子育て政策課
児	175 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童などの健全育成及び自立促進を図るために、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	健康増進課
	176 認知症の正確で迅速な鑑別診断や専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターは、認知症患者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにするため、地域包括支援センターと連携し、医療情報などを提供するとともに、患者及び家族の相談支援の充実を図ります。	健康長寿推進課
児	177 身体に障害のある児童に対し、指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行い、小児の健全な育成と患者家族の医療費の負担を軽減します。	子育て政策課
b 医療・リハビリテーションの充実など		
	178 あけぼの医療福祉センターのリハビリテーション従事者による地域支援を充実するとともに、研修などの開催により理学療法士など専門職の資質の向上を図ります。 【用語解説】理学療法士： 身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操、その他運動を行わせ、また、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える者。	障害福祉課
	179 障害のある人の健康を守り、地域で安心して暮らせるようにするため、重度心身障害者医療費助成制度により重度の障害のある人の医療費の自己負担分について、市町村とともに助成します。 重度心身障害者医療費助成制度について、障害のある人にとって利便性が高く、持続可能な公費負担制度の確立を、国に対し強力を要望します。 また、重度の障害のある人の医療機関での窓口負担軽減と、国民健康保険における国庫負担金減額措置の回避を両立できる、電子版かかりつけ連携手帳を活用した新たな仕組みを普及していきます。 【用語解説】電子版かかりつけ連携手帳： 日本医師会が山梨大学等と協力して普及を推進しているアプリケーション。スマートフォン等で医療情報を一元的に管理することなどを目的に開発された。	障害福祉課
	180 一般の歯科診療所では対応が困難な障害のある人の歯科診療、歯科相談、摂食・嚥下相談指導等を国中地域(山梨口腔保健センター)及び富士・東部地域(富士・東部口腔保健センター)で提供します。	障害福祉課 医務課
	181 たんの吸引や経管栄養が必要な人に将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員などを対象とした研修などの充実に取り組みます。	障害福祉課 健康長寿推進課
	182 県リハビリテーション支援センターにおいて、市町村と連携する協力機関(医療機関等)への支援や、医療・介護等の専門職の人材育成支援、地域内に専門職がない場合等における市町村への専門職派遣支援、対応困難事例への支援等を行うなど、地域リハビリテーションの推進を図ります。 【用語解説】地域リハビリテーション： 障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯を安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合っている活動の全て。	健康長寿推進課
児	183 小児リハビリテーションについては、あけぼの医療福祉センターと民間の医療機関が連携して、地域に密着した支援体制の充実に取り組みます。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課	
c 医療的ケアを要する障害児(者)の支援体制の充実			
新 児	184	医療的ケア児(者)が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るため、山梨県医療的ケア児者等支援検討会議を設置し、支援体制を整備します。	障害福祉課
	185	医療的ケア児(者)に対する総合的な支援体制の構築に取り組むコーディネーターの養成研修を実施し、市町村への配置を促進します。	障害福祉課
	186	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児(者)やその家族からの相談をしっかりと受け止め、関係機関と連携し、活用可能な社会資源の情報提供や助言を行います。	障害福祉課
	187	医療的ケア児への支援やその家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所等の看護師や介護職員などの技能向上を図る研修会等を実施します。	障害福祉課
	188	重度の医療的ケア児(者)や重症障害児(者)を在宅で介護する家族に対するレスパイトケアを充実するため、医療型短期入所事業所が不足している峡東、峡南及び富士・東部圏域への事業所の開設を促進します。特に、医療度が高い医療的ケア児(者)の受け入れ体制を充実するため、富士東部圏域への医療機関による医療型短期入所事業所の開設を促進します。 【用語解説】レスパイトケア： 介護をする家族が、一時的に介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援。	障害福祉課
	189	医療的ケア児(者)の自立した生活を地域で支援するため、市町村に対して地域の実情に応じたサービス提供の実施を促します。	障害福祉課
	190	障害児通所支援を利用することが困難な重症心身障害児などの重度の障害のある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与など発達支援サービスを行う児童発達支援センターの整備等を促進します。	障害福祉課
再 児	175	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童などの健全育成及び自立促進を図るために、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	健康増進課
d 子どもの心のケアの推進			
児	191	こころの発達総合支援センターの医師と地域の小児科医との連携体制を強化することにより、発達障害に係る医療の質の向上を図ります。	子ども福祉課
	192	子どものこころサポートプラザ各施設が緊密に連携しながら、地域の様々なニーズに応じた相談や心理ケア、専門的な医療、学校教育を迅速で一貫した手厚い支援を提供します。また、サポートプラザを中心に、地域の医療機関、福祉施設、市町村、学校、保育所、幼稚園等との全体的な支援ネットワークの構築を図り、県内全域で適切な支援が提供できる体制を整備します。 【用語解説】：子どものこころサポートプラザ 発達障害や虐待などにより、心のケアを必要とする子どもが急増している中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、全国に先んじた高度で専門的な医療を提供するとともに、相談や心理ケア、学校教育等の総合的な支援を行う拠点として、甲府市住吉へ、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センターを移転するとともに、子ども心理治療センターうぐいすの杜及び特別支援学校うぐいすの杜学園を新設し、令和2年4月、子どものこころのサポートプラザとして、一体的に運営を開始した施設。 【用語解説】子ども心理治療センターうぐいすの杜(児童心理治療施設)： 家庭環境や学校における交友関係、その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は通わせて、必要な治療及び生活指導を行い、あわせて退所した者について相談などの援助を行う施設。	子ども福祉課 障害福祉課
e 精神保健・医療の提供など			
新 児	193	精神障害のある人が地域で安心して暮らすことが出来るように、精神科救急情報センターの相談員の資質を向上し、24時間体制で実施している精神科救急事業の更なる充実を図ります。	健康増進課
	194	うつ病を予防するため、セルフチェックや相談機関などを記載したリーフレットを県内関係機関に配布し、うつ病に関する知識の普及啓発や早期発見に向けた取組を推進します。	健康増進課
	195	精神科病院の実地指導などを通じて、人権に配慮した適正な精神科医療や質の高い治療環境の確保を図るとともに、相談支援事業所など障害福祉サービス事業者との連携を図ることにより入院中の精神障害のある人の地域移行を促進します。	健康増進課
	196	県内の総合病院において、今後、重篤な精神疾患の入院治療病棟での緊急かつ専門的な治療が充実される可能性があることを念頭に置きつつ、当面、県内の医療機関が相互に連携して対応する体制を整えることで、精神・身体合併症の重篤な患者に対して円滑かつ速やかに治療を実施できる具体的な仕組みの構築を目指します。	健康増進課
	197	多種多様な精神疾患に対応するため、患者の動向、医療資源・連携等の現状把握に努め、精神疾患の医療体制の整備を推進します。	健康増進課
	198	依存症対策全国センターが実施する各種研修会へ医療従事者及び相談従事者を派遣し、支援人材の強化・充実に取り組めます。	健康増進課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
f	難病に関する施策の推進	
199	難病医療連絡協議会を中心として、医療機関の連携を図るとともに、 難病診療連携拠点病院を指定し難病の早期診断や身近な地域で医療が継続できる難病医療提供体制の構築に努めます。	健康増進課
200	難病指定医などの研修や指定難病審査会の運営などを行うことにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図ります。	健康増進課
201	指定難病患者の医療費負担軽減により、安定した療養生活の確保を図るため、医療費の助成を行います。	健康増進課
202	難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所が中心となり地域の医療機関及び関係機関と連携し、患者個別の支援計画の策定、医療相談、訪問相談等を行うことにより、難病で長期に療養する児・者の自立支援を推進します。	健康増進課
203	地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進及び就労支援を行う拠点施設として、山梨県難病相談支援センターの更なる機能の充実を図ります。	健康増進課
204	難病診療連携拠点病院及び難病相談・支援センターは、ホームヘルプサービスを提供ホームヘルパーに対し、難病患者の多様化するニーズに対応できるよう、知識や技能等について相談・助言を行います。	健康増進課
児	205 慢性的な疾患で治療を続けている小児慢性特定疾病児童・家族を支援するため、医療費の助成を行います。	健康増進課
児	206 慢性疾患や障害などにより、長期間の療養が必要な児童に対して、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整などを行い、成人期に向けた切れ目のない支援により、自立・就労の円滑化を図ります。	健康増進課
児	207 在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活用具の給付など福祉サービスを充実します。	健康増進課
新	208 患者の多様なニーズに対応し、地域で安心して療養生活を営むことができる環境を構築するための取組を行います。	健康増進課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
④ 重度障害者への支援体制の充実		
a 重度障害者とその家族の支援		
(i) 強度行動障害者等への支援		
	地域自立支援協議会の活用などにより、強度行動障害のある人に対する支援体制の充実に取り組みます。	障害福祉課
209	【用語解説】強度行動障害： 知的障害があり、生活環境への極めて不適切な行動としての行動障害が著しい状態を指す。行動障害としては、多動、自傷、他害、興奮、パニック等がある。	障害福祉課
新 210	強度行動障害のある人を支える、専門的で質の高い支援人材の確保・育成に取り組みます。	障害福祉課
再 6	外傷性脳損傷や脳血管障害などによる脳の損傷が原因で、記憶、行動、言語、感情等に障害が生じる高次脳機能障害は、障害の特性だけでなく、その名称についても認知度が低いため、正しい理解を促進するため、支援拠点機関(高次脳機能障害者支援センター)において、県民などを対象とした講習会や医療関係者や行政職員などを対象とした研修会を行います。 【用語解説】支援拠点機関： 支援コーディネーターを配置し、交通事故や脳血管疾患などの原因により高次脳機能障害になった人やその家族の相談に応じ、高次脳機能障害のある人が安心・安全な地域生活を営めるよう、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し支援する機関。	健康増進課
再 124	高次脳機能障害のある人を支援するため、関係機関との連携を図りながら、支援拠点機関(高次脳機能障害者支援センター)において、専門的な相談支援、普及啓発、研修等を行い支援体制の充実を図ります。	健康増進課
(ii) 医療的ケアを要する障害児(者)の支援体制の充実【再掲】		
再 184	医療的ケア児(者)が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るため、山梨県医療的ケア児者等支援検討会議を設置し、支援体制を整備します。	障害福祉課
再 185	医療的ケア児(者)に対する総合的な支援体制の構築に取り組むコーディネーターの養成研修を実施し、市町村への配置を促進します。	障害福祉課
新 186	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児(者)やその家族からの相談をしっかりと受け止め、関係機関と連携し、活用可能な社会資源の情報提供や助言等を行います。	障害福祉課
児 187	医療的ケア児への支援やその家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所等の看護師や介護職員などの技能向上を図る研修会等を実施します。	障害福祉課
再 188	重度の医療的ケア児(者)や重症障害児(者)を在宅で介護する家族に対するレスパイトケアを充実するため、医療型短期入所事業所が整備されていない峡東、峡南及び富士・東部圏域への事業所の開設を促進します。特に、医療度が高い医療的ケア児(者)の受け入れ体制を充実するため、富士東部圏域への医療機関による医療型短期入所事業所の開設を促進します。 【用語解説】レスパイトケア： 介護をする家族が、一時的に介護から離れて休息し、心身の疲れを取るための支援。	障害福祉課
再 189	医療的ケア児(者)の自立した生活を地域で支援するため、市町村に対して地域の実情に応じたサービス提供の実施を促します。	障害福祉課
再 児 190	障害児通所支援を利用することが困難な重症心身障害児などの重度の障害のある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与など発達支援サービスを行う児童発達支援センターの整備等を促進します。	障害福祉課
再 児 175	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童などの健全育成及び自立促進を図るために、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	健康増進課
b 重度障害者を支える専門人材の育成		
再 148	重度の障害のある人が安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応した専門的スキルを有する人材を育成します。	障害福祉課
再 181	たんの吸引や経管栄養が必要な人に将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員などを対象とした研修などの充実に取り組みます。	障害福祉課 健康長寿推進課
再 児 187	医療的ケア児への支援やその家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所等の看護師や介護職員などの技能向上を図る研修会等を実施します。	障害福祉課
新 211	医療的ケア児支援センターの研修体制を強化し、介護職員や保育士、小中学校教諭など医療的ケア児(者)に関わる職員などを対象とした研修の充実に取り組みます。また、医療的ケアの種類に応じた研修の充実に取り組みます。	障害福祉課
新 212	医療的ケア児(者)に関わっている看護師に向けた実践研修や潜在看護師をターゲットにした研修を実施し、看護人材の育成、充実に取り組みます。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
c 重度障害者向け障害福祉サービスの充実		
再	144 重度の障害のある人に対する生活介護サービスなどについては、利用者のニーズなどを勘案する中で、必要なサービスの量的・質的な充実を図ります。	障害福祉課
再	145 病院への長期入院などによる医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズなどを勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。	障害福祉課
再	146 障害者支援施設については、入所者の地域移行を進めるとともに、利用者の重度化・高齢化やプライバシーの配慮に対応するため、施設の小規模化及び居室の個室化を促進します。また、必要な障害者支援施設について障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより整備を支援します。居室の個室化については、感染防止対策の観点でも有効と考えられることから、今後も促進を図ります。	障害福祉課
再	136 職員の配置加算の活用や障害児(者)施設整備費補助金の活用により、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を図ります。	障害福祉課
再児	162 障害のある子どもの障害種別や程度に適切に対応するとともに、家族の負担軽減を図れるよう、障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所事業所の整備を促進します。特に、重症心身障害児等に対応できる事業所の開設を促します。施設の整備に当たっては、感染防止の観点を取り入れます。	障害福祉課
再	163 重い障害のために通所が困難な障害児に対しては、家庭における支援体制を充実する必要があるため、障害児(者)施設整備費補助金の活用などにより、訪問型児童発達支援事業所の整備を促進します。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
施策の柱(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する		
① 教育の充実		
a 幼児期から学齢期における支援の充実		
(i) 地域療育の推進		
児 213	地域療育等支援事業において、ケアマネジメント手法の習熟のための研修を担う地域療育コーディネーターの資質の向上を図るなど、事業の一層の充実に努めます。	障害福祉課
児 214	社会福祉法人などが行う児童発達支援事業の拡充を図ります。 【用語解説】児童発達支援： 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う支援。	障害福祉課
児 215	あけぼの医療福祉センターでは、障害のある子どもとその保護者を一時的に入所することができ、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識を習得できる母子入所事業を実施します。	障害福祉課
児 216	発達障害のある人に対して、障害の程度や特性に応じ、幼児期、学齢期及び成人期別に個別相談や集団療育を行うことにより、二次障害を予防し、社会的に自立した生活が営めるよう支援するとともに、保護者の養育技術の向上を図ります。 【用語解説】二次障害： 発達障害のある人が周囲の理解を得られず、叱責・いじめなどを受け、生来の発達障害とは別の心の問題を抱えてしまうこと。	子ども福祉課
児 217	発達障害の相談支援について、市町村を中心とした乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を構築するため、こころの発達総合支援センターにおいて専門研修や地域連携バスの活用促進などの地域支援を行い、民間や行政の支援関係者の資質向上を図ります。	子ども福祉課
児 218	発達障害のある子どもが自らの特性を理解しながら職業観を育み、自立した大人となることを目指し、福祉、保健、教育及び労働関係者が連携し、身近な地域で思春期から就労準備のための支援が受けられる体制づくりを促進します。	子ども福祉課
児 219	地域で生活する障害のある子どもの保護者間の交流を活発にし、在宅における療育についての情報交換などを行う機会の提供などに配慮します。	障害福祉課
児 220	放課後児童クラブへの障害のある子どもの受入を促進することで、放課後の生活の充実を図ります。 【用語解説】放課後児童クラブ： 放課後、児童館や小学校の空き教室などを利用して、保護者が就業などにより昼間家庭にいない小学校低学年の児童などに、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	子育て政策課
(ii) 幼児教育の充実		
児 221	早期から障害の状態などに応じた専門的な相談や支援を受けられるよう、「サポートノート(山梨県版相談支援ファイル)」の活用を促し、特別支援学校のセンター的機能を発揮するとともに、盲学校及びろう学校の幼稚部における就学前の指導や教育相談の充実を図ります。	子育て政策課 特別支援教育・児童生徒支援課
児 222	保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入体制及び指導の充実を図ります。	子育て政策課 特別支援教育・児童生徒支援課
児 223	障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園などに対して助成します。	子育て政策課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課	
(iii) 一人ひとりのニーズに応じた教育			
児	224	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズ、障害の特性等に応じた合理的配慮や、学齢期を通じて一貫した教育的支援を行うため、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、組織的かつ計画的な支援体制の構築を図るとともに、その活用を促進し、学校間の継ぎや連携などの強化を図ります。	義務教育課 高校教育課、 別支援教育・児童生徒支援課
児	225	障害のある幼児児童生徒一人一人に対して、地域における総合的な支援を行うため、地区及び専門部特別支援連携会議を開催するなど、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育・児童生徒支援課 障害福祉課
児	226	特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応を適切に行うため、医療的ケア運営会議を開催し、医療的ケアの在り方に関する実践的研究を推進するとともに、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を推進します。	特別支援教育・児童生徒支援課
児	227	幼稚園及び小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を強化するため、特別支援教育支援員の研修を充実させ、その配置拡大を市町村に働きかけます。 【用語解説】特別支援教育支援員： 幼稚園及び小・中学校において、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター及び担任の教員と連携し、発達障害のある児童生徒に対する学習支援、身体障害や知的障害のある児童生徒に対する着替えや食事の日常生活上の介助、車いすによる教室間移動における介助、運動会や学習発表会などの学校行事における介助等を行うほか、周囲の児童生徒の障害に対する理解促進などの役割を担う者。	子育て政策課 義務教育課、特別支援教育・児童生徒支援課
児	228	障害のある生徒の社会的・職業的な自立の促進に向け、「個別的教育支援計画」(移行支援計画)の作成及び活用を通じて、家庭及び保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援の充実を図ります。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育・児童生徒支援課
児	229	障害のある生徒の社会的・職業的な自立は、その能力、適性、障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要であることから、障害の特性などを見極め関係機関との連携を図るとともに、生徒が進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの職業教育や進路指導の充実を図ります。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育・児童生徒支援課
児	230	軽度の知的障害のある生徒に対する社会参加や自立を促進するため、専門学科を設置した高等支援学校において、職業教育の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化を進めます。企業、事業所、福祉、労働等の関係機関の連携を強化し、インターンシップ及び産業現場における実習の充実や職域の拡大を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課
児	231	全ての学校において、特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」それぞれの学びの場における教育の充実を図ります。 【用語解説】通級による指導： 通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として「通級指導教室(ことばと発達のサポートルームなど)」において特別な教育的支援を行うこと。障害による学習上及び生活上の困難さを改善克服するための学習(自立活動)を中心とした指導を行う。本県では、言語障害・発達障害・情緒障害・難聴の児童生徒への指導を実施している。難聴の児童生徒を対象とした通級による指導は、ろう学校が行っている。	特別支援教育・児童生徒支援課 高校教育課
児	232	慢性疾患などのある児童生徒の教育の充実や、入院児童生徒の教育保障のためのネットワークの強化に努めます。	特別支援教育・児童生徒支援課
b インクルーシブ教育の推進			
再児	222	保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入体制及び指導の充実を図ります。	子育て政策課 特別支援教育・児童生徒支援課
再児	223	障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受け入れる幼稚園などに対して助成します。	子育て政策課
児	233	就学前の相談・支援の充実を図るため、市町村の主体的な就学相談・支援体制の構築に向けた専門研修の実施などの取組を推進するとともに、県及び市町村における単独又は共同での教育支援委員会により、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化の充実を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課
児	234	総合教育センターなどにおける教育相談及び就学相談は、家庭及び保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら実施し、適切な就学支援がなされるよう努めます。	教育企画室 特別支援教育・児童生徒支援課
新	235	障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶことを実現するため、市町村教育委員会等への理解啓発、連続性のある多様な学びの場の体制整備等を行い、インクルーシブ教育の推進を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
c 教育環境の整備		
(i) 教員の専門性と指導力の向上		
児 236	全ての学校の教員を対象とした特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施し、免許状保有率の向上を図り、特別支援教育を担当する教員の専門性及び指導力の向上に努めます。	義務教育課 特別支援教育・児童生徒支援課
児 237	総合教育センターにおいて、実践に役立つ教育課程の編成や学習指導方法などについての調査研究を行い、障害の特性などに応じた専門的な教育研修の充実を図ります。	教育企画室
(ii) 多様化する障害への対応		
児 238	特別支援教育は全ての学校において取り組む必要があることから、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員等それぞれの役割に応じた研修を実施するとともに、専門性の高い教員の計画的養成などに取り組み、教員の専門性の向上を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課
児 239	特別支援学校の教員と小・中学校及び高等学校の教員との人事交流を進めるとともに、専門性及び指導の継続性を考慮した人事配置を推進します。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育・児童生徒支援課
児 240	特別支援学校に配置した理学療法士、作業療法士等の外部専門家の活用により、教員の専門性を向上し、特別支援学校における障害の特性に応じた専門的な教育の充実を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課
児 241	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている情緒障害児などに対して、心理的治療などの支援を行います。	子ども福祉課 障害福祉課
(iii) 特別支援学校の機能の充実		
児 242	特別支援学校の教室不足、施設の老朽化・大規模化の解消、障害の特性に応じた施設設備の充実等を検討し、特別支援学校の基礎的環境整備の充実を図ります。	学校施設課 特別支援教育・児童生徒支援課
児 243	障害者用トイレやスロープの設置など、県立学校における施設・設備の整備充実を図るとともに、バリアフリー対策を促進します。	学校施設課
児 244	障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、合理的配慮に基づくデジタル教科書やICTを活用した教材など新たな教材・教具の研究開発や指導法の充実を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課
児 245	全ての学校において特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、外部専門家の活用などにより特別支援学校におけるセンター的機能を強化し、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室の運営の改善や指導内容の充実を図ります。 【用語解説】PT等外部専門家： 理学療法士(P.T)、作業療法士(O.T)、心理士、言語聴覚士(S.T)、視能訓練士及び歩行訓練士を特別支援学校に配置している。 【用語解説】センター的機能： 特別支援学校では、小中学校などの要請により、障害のある児童生徒、又は当該児童生徒を担当する教師などに対して必要な助言や援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請などにより保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各特別支援学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンター的な役割を担っている。	特別支援教育・児童生徒支援課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

未定稿

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
② 雇用・就労・定着に向けた支援		
a 障害者雇用の促進		
246	障害者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を推進し、雇用の促進を図ります。	労政人材育成課
247	山梨労働局、公共職業安定所等が主催する障害者就職面接会などを活用して雇用の拡大を図ります。	障害福祉課 労政人材育成課
248	山梨労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携し、法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用に関する制度や障害者雇用安定促進助成金などの支援策の浸透を図り、障害のある人の雇用の拡大に努めます。 【用語解説】障害者雇用安定促進助成金： 障害のある人を雇用した事業主に支給される国の特定求職者雇用開発助成金が満了した後も、継続して同じ障害のある人を6ヶ月以上雇用する中小企業事業主（資本金3億円以下又は常時雇用労働者数300人以下の事業主）に対して、助成金を支給する制度。	労政人材育成課
249	障害のある人を対象とした山梨県職員採用選考を実施します。	人事委員会事務局
250	山梨県職員採用試験（大学卒業程度・高校卒業程度）において点字等による試験を実施します。	人事委員会事務局
251	障害者雇用の意義を踏まえ、県建設工事の入札参加業者資格審査基準において障害者雇用を評価するなど、障害のある人を積極的に雇用している事業者に対し、建設工事入札参加資格者名簿の等級格付時に加点を行います。	県土整備総務課
252	障害者支援施設などが製作する物品及び提供する役務の調達を行うよう努めます。	障害福祉課
253	障害のある人の技能習得や事業準備などに役立てる生活福祉資金の貸付を行い、経済的自立を支援します。	福祉保健総務課
b 総合的な就労支援		
(i) ICTを活用した就労の促進		
児 254	特別支援学校においてICTを活用できる環境整備を行い、児童生徒の障害の状態や発達段階などに応じたICT教育の推進を図り、情報活用能力を養うとともに、就労機会の拡大を図ります。	特別支援教育・児童生徒支援課
255	ICTを用いた実務的な職業能力の向上のため、障害のある人を対象とするパソコンを使った職業訓練を充実します。	労政人材育成課
256	障害のある人が、ICTを活用することにより在宅などで就労が可能となるよう支援します。また、技能の向上を支援するため、障害者ICTサポートセンターの機能を充実します。	障害福祉課
(ii) 福祉的就労の場の確保		
257	雇用による就労の機会を確保するため、就労継続支援A型事業所の整備促進を図るとともに、利用者の希望に沿った就労の機会の提供を図ります。	
258	在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターへの支援内容の充実を図ります。	障害福祉課
259	工賃向上計画に基づき、就労支援事業所などで働く障害のある人の工賃水準引上げを目指します。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
(iii) 一般就労に向けた総合的支援		
260	視覚障害のある人の就労については、あんま・マッサージ、鍼、灸といったいわゆる三療への就労支援を関係機関と連携して進めるとともに、ICT関係などの新たな職種への進出を支援します。また、中途視覚障害のある人の就業継続を支援します。	障害福祉課
261	山梨障害者職業センターなどが実施する専門的な職業評価、職業指導、職業準備支援、職業講習、職場適応援助者(ジョブコーチ)による人的支援等の職業リハビリテーションとの連携を図り、障害のある人の就業に向けた取組を支援するとともに、定着支援において重要となる就業後の生活支援体制の強化を促進します。 【用語解説】障害者職業センター： 障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言や援助などを行う機関で、障害者職業カウンセラーが配置されている。 【用語解説】職業リハビリテーション： 障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じその職業生活における自立を図ること。	障害福祉課 労政人材育成課
262	身近な地域において、障害のある人の就職や生活の指導、助言、その他支援を行うために設置された県内4カ所の障害者就業・生活支援センターを拠点として、就職及び職場定着を促進します。	障害福祉課
263	就業定着を目指す支援対象者が増加していることから、障害者就業・生活支援センター機能を補完するため、県版障害者ジョブコーチの活用強化を図ります。 【用語解説】県版障害者ジョブコーチ： 障害のある人の就業を促進するために、専門性の高い支援を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)では対応しにくい支援にも柔軟に対応できるように、平成21年11月から開始した制度。県内の障害者就業・生活支援センターを拠点に派遣を行っている。	障害福祉課
264	障害のある人の企業・事業所での就業を促進するため、国や県などにおいて職場実習の実施を推進します。	障害福祉課
265	障害者就業・生活支援センターが、特別支援学校、ハローワーク等と就職準備期から情報を共有し、職場体験や通勤体験の機会を提供することにより、相互に連携して障害のある人の就職及び職場定着を促進します。	障害福祉課
266	障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等が連携して行う、企業に就職した障害のある人の定期的な自主交流会などの開催を支援することにより、就業意欲の増進を図るとともに、職場定着を促進します。	障害福祉課
267	精神障害のある人及びひきこもり当事者の社会復帰を促進するため、社会生活を送る上で必要な、仕事に対する集中力、対人能力及び持久力を養う社会適応訓練を実施します。	健康増進課
268	障害のある人が障害のない人とともに訓練受講が可能な場合は、県立職業能力開発施設(産業技術短期大学校や峡南高等技術専門学校、就業支援センター)への入校を積極的に促進します。また、一般の職業能力開発施設での受入が困難な障害のある人については、県外の障害者職業能力開発校への入校を促進するための奨励金を支給します。	労政人材育成課
269	障害のある人の職業能力の開発を促進し、社会参加への自信や意欲を高めるため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催する山梨県障害者技能競技大会に協力するとともに、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。	労政人材育成課
270	障害のある人と雇用を希望する企業などとのマッチングや障害のある人の職業意識・職業能力の向上を図るため、障害のある人のための障害者職業能力検定を実施します。	労政人材育成課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
c 障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保		
271	障害のある人の職業能力開発を促進し就業を支援するため、県立職業能力開発施設において、障害のある人の態様に応じた訓練コースを充実します。また、企業のニーズに対応した訓練を実施するため、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力や適性、地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施します。	労政人材育成課
272	就労支援サービス事業所などの利用者が、就労を目指して企業などで作業経験を積み適応能力の向上を図ることができるように、職場実習先の確保に努めます。	障害福祉課
273	発達障害のある子どもや発達障害のある人の就労に向け、こころの発達総合支援センターを中心に、労働、教育等の関係機関との連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。	子ども福祉課
274	障害のある人の一般企業などへの就労を支援する就労移行支援事業所、一般企業に就労した者の支援を行う就労定着支援事業所及び雇用契約に基づき就労する者への支援を行う就労継続支援A型事業所の整備を促進します。また、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人への支援を行う就労継続支援B型事業所などでの就労の場の確保に努めます。 【用語解説】就労移行支援事業所： 一般企業などへの就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業所。 【用語解説】就労定着支援事業所： 一般企業へ就労した障害のある人に、一定期間、訪問するなどして体調管理や金銭管理など生活面における指導、助言等の支援を行う事業所。 【用語解説】就労継続支援事業所： 一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。A型は、雇用契約などに基づく就労の機会を提供し、B型は、雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供する事業所。	障害福祉課
275	就職を希望する難病の患者などに対し、難病相談支援センターを中心に、労働、医療機関、関係機関等と連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。	健康増進課
d 農福・産福連携による就業の場の創出及び工賃向上への取組		
276	農業分野における障害のある人の就労支援(農福連携)を推進します。	障害福祉課 農村振興課
277	農福連携を推進するために必要な農業現場における環境整備、就農支援及び農業者との交流促進を図ります。	障害福祉課 農村振興課
278	農福連携から生まれた商品の販売機会の確保とブランド価値を高める取組を進め、障害者就労支援施設における農福連携による工賃の向上を図ります。	障害福祉課 農村振興課
279	農業生産検定(障害者職業能力検定)を実施し、障害のある人の技能と意欲を高め、農業分野を含む一般就労への就業を促進します。 【用語解説】農業生産検定： 15歳以上の知的障害のある人が職業に関する技術・技能に習熟し、企業への円滑な就労や職業意識、職業能力向上を図ることを目的として県が独自に実施している障害者職業能力検定の一つで、作業場において、「服装」「選果計量」「バック詰め、出荷箱詰め」「運搬」等の各項目について評価を行うもの。	障害福祉課 労政人材育成課
新 280	山梨県産福連携戦略に基づき、企業と障害者就労支援施設の連携(産福連携)を推進します。	障害福祉課
新 281	障害者就労支援施設の生産活動を活性化するため、施設にアドバイザーを派遣し、企業的な経営手法への意識改革や工賃向上に向けたアドバイスなど必要な支援を行います。	障害福祉課
新 282	障害者就労支援施設の生産活動を活性化するため、施設の工賃向上に直結する優れた取り組みや創意工夫をこらしたユニークな取り組みを表彰します。	障害福祉課
新 283	より多くの企業が産福連携に取り組むきっかけとなるよう、産福連携に積極的に取り組んでいる企業を表彰します。	障害福祉課

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策一覧

資料 2

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。
 ※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

未定稿

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
④ 障害者スポーツの推進		
a 障害者スポーツの拠点づくり		
284	パラスポーツセンターを拠点とするとともに、市町村などと連携し、特別支援学校などを活用することで、身近な場所でパラスポーツを楽しむことのできる環境づくりを推進します。	スポーツ振興課 特別支援教育・児童生徒支援課
b 障害者スポーツの普及		
285	障害のある人が適切な指導のもと、有意義にかつ安全にパラスポーツに取り組めるよう、パラスポーツの指導に習熟した指導員を育成し、パラスポーツの普及を図ります。	スポーツ振興課
286	障害のある人などがスポーツの指導を受けようとする場合に、パラスポーツ指導員を派遣するとともに、障害の有無にかかわらず交流する機会を充実し、パラスポーツの普及・啓発を図ります。イベントの実施に当たっては、必要に応じて参加者数の制限を行うほか、参加者の検温や換気の徹底など感染症に合わせた対応を適切に行います。	スポーツ振興課
c 障害者スポーツの競技力の向上		
287	各種スポーツ大会への参加促進や全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣など、大会参加を支援するとともに、スポーツ指導員派遣事業等によりパラスポーツ選手の掘り起こしを行うなど、競技力の向上を図ります。	スポーツ振興課 特別支援教育・児童生徒支援課
⑤ 文化芸術活動の充実		
a 鑑賞・創造・発表の機会の確保		
288	障害のある人が心豊かに生きがいをもって生活できるよう、絵画、陶芸、手芸などの作品を展示する「障害者文化芸術作品展」、歌やダンスなどの「舞台発表イベント」などを開催し、文化芸術活動を通じた障害のある人の自己実現・自己表現を支援します。	障害福祉課
289	文化芸術活動に取り組む意欲のある在宅の障害のある人等の要望・相談に応じて、指導が行える人材をボランティアとして登録し、指導員として派遣・斡旋します。	障害福祉課
290	障害者文化芸術作品展や舞台発表イベントなどを行い、障害のある人の文化芸術の鑑賞の機会を増やし、自らが文化芸術に取り組む意識の醸成を図ります。	障害福祉課
291	障害のある人の文化芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、特別支援学校へ芸術家を派遣する事業などにより、障害のある人が文化芸術活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。	特別支援教育・児童生徒支援課
b 芸術上価値の高い作品への支援		
292	作品の魅力を効果的に発信し、作家の知名度向上や収入の増加につなげるため、作品の発表方法や作品を二次利用した商品の開発・販売などに関する、専門的な支援を行う相談体制を整備します。	障害福祉課
293	障害のある人による文化芸術活動を理解し、作家を支援する人材を育成するため、支援方法や専門知識に関する研修、先進的な事例の紹介を行います。	障害福祉課
294	より多くの障害のある人が、個性と能力を発揮することができるよう、行政、福祉施設、障害者を支える人々等によるネットワークを整備し、広域的な連携を推進します。	障害福祉課
c 交流の促進・障害者理解の促進		
295	地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合える豊かな社会を構築するため、多くの人の目に触れる公共施設などに障害のある人による文化芸術作品を展示します。	障害福祉課
296	障害の有無にかかわらず、お互いの違いを認め合い、障害のある人となない人がともに楽しんで参加できる障害者ファッションショーなどのイベントを開催します。	障害福祉課
297	県立美術館などにおいて、障害のある人となない人の共同による創作活動の成果を発表する展覧会や、障害のある人を対象とした教育普及事業などを実施します。	障害福祉課 文化振興・文化財課
298	特別支援学校における障害のある子どもたちのキャリア教育の一環として生涯学習を奨励するとともに、生涯学習の拠点づくりを推進します。	特別支援教育・児童生徒支援課